

農業生産資材価格高騰への万全な支援を求める決議

令和6年6月に改正法が公布・施行された食料・農業・農村基本法において、「農業生産資材価格の著しい変動に対する緩和措置の構築」が明記されているが、昨今のコロナ禍からの経済回復や国際情勢、円安等の影響を受け、飼料、肥料、農薬等の農業生産資材の価格は高止まりで推移している。

一方、農畜産物については、資材価格の上昇を加味した再生産に配慮された価格形成ができておらず、生産コストの増嵩を生産者が負担している状況にある。

このような中、農業者は自身の生産体制を見直すとともに、コストを削減するための取組を進めているものの、外部要因から生じる影響については、自助・共助による努力では解決が困難な状況である。

こうした状況を鑑み、市に対し、市内農業者がこの苦境を乗り越えられるよう、さらには食料安全保障強化の観点からも、将来にわたって営農を継続できるよう緊急かつ万全な支援の措置を求めるとともに、次の事項について特段の配慮を求める。

1 燃油価格対策

農業用A重油は激変緩和事業により価格高騰の抑制を講じているが、令和5年度の施設園芸等燃料価格高騰対策の発動基準価格を大きく上回る水準で推移している。

市内生産者は、省エネルギー設備（ヒートポンプ等）や保温効果のある資材の購入、加温機の設定温度を下げる等の対策により使用量の削減に取り組んでいるが、施設園芸に冬期の燃油による加温は不可欠である。補助事業の周知に万全を期すことはもちろん、燃油価格高騰に対する支援を講じること。

2 肥料価格対策

生産資材等価格の高止まりが農業経営に大きな影響を与える中、農産物に価格転嫁できず、生産基盤の弱体化に拍車をかける危機的な事態となっている。

市内生産者は、土壌診断による施肥設計に基づく適正な施肥や、国内資源を使用した堆肥の利用拡大等の施肥低減対策に取り組んでいるが、自助努力には限界がある。肥料の価格高騰分を補填する恒久的な制度などの創設を求めるとともに、生産・経営に支障をきたさないよう、機動的な対策を早急に講じること。

3 飼料価格対策

飼料については、穀物を過度な輸入に依存している我が国では、安定供給リスクが顕在化しており、国際相場や円安の影響等による価格上昇が続いている。国は自給飼料増産を政策に位置づけているが、狭小の市内農地では限界がある。よって、価格高騰の長期化も想定されていることから、価格の動向を捉えながら畜産農家の負担軽減に資する対策を講じること。

以上、決議する。

令和6年8月29日